

新型コロナウイルススワクチン情報

追加接種(3回目)はじまりました。
予約受付中です。

ワクチンの予約について

新型コロナウイルスに関する質問や予約はコールセンターへご連絡ください。

▼幸手市新型コロナウイルス接種

コールセンター

受付時間 午前9時～午後5時

※土曜、日曜、祝日も繋がります。

☎0570(008)889

※ナビダイヤルです。電話が繋がってから料金が発生します。

▼インターネット予約受付

新型コロナウイルス接種の予約はインターネットでも受け付けています。



接種券の発送について

令和4年1月末までに初回接種を終えた人に、追加接種の接種券を送付しました。

追加接種の予約の開始日は、初回接種を終えた時期によって異なります。予約受付開始日や接種日程は、接種券に同封した『追加接種(3回目)のお知らせ』をご確認ください。

なお、国のワクチン接種記録管理システムの記録情報を基に接種券を作成しています。2回目の接種を受けてから幸手市へ転入した人など記録がない場合は接種券が自動で作成されません。

また、初回接種を終えていない人で接種を希望する人についても、予約を取ることのできる接種券が送付されます。

▼接種券が手元がない場合の手続き

手続き窓口 新型コロナウイルスワクチン対策室(ウエルス幸手内)

必要書類

- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、被保険者証など)
- ・接種を証明する書類(接種済証、接種記録書など)

※接種を証明する書類がない人は、手続きの際、担当へお伝えください。

ワクチン接種は、接種券に同封している案内に記載の予約受付開始日から予約できます。受付開始日以降は接種日の前日まで予約を受け付けています。

予約受付開始直後は電話やインターネットの回線が混み合い、予約が取りづらい状況となります。希望者全員が接種できるよう接種日を設けていますので、お時間をあけて予約をお願いします。

また、予約の受付は、追加接種が可能となる時期が早い人から順に開始していきます。

なお、感染状況を踏まえ、可能な限り前倒しでの接種が認められていることから、2回目の接種から7か月後が対象の人でも、予約受付開始時点で、6～7か月の接種日が空いている場合は、7か月を待たずに予約できます。

※7か月後に接種可能となる人は、主に64歳以下の人を指します。
 ※2月14日時点の情報です。

予診票と接種券

追加接種の予診票と接種券は1つになっています。

追加接種では、予診票に接種券があらかじめ印字されています。接種の際には接種券が印字されている予診票、予防接種済証および本人確認書類をお持ちください。



問合せ 幸手市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター ☎0570(008)889

追加接種の使用ワクチンについて

ファイザー社と武田/モデルナのワクチンが承認されており、追加接種(3回目)では、初回接種(1、2回目)と異なるワクチンを使用した場合でも抗体価は上昇します。

また、ファイザー社の接種量は初回接種と同じ0.3mlですが、武田/モデルナ社の追加接種については、初回接種0.5mlの半分の0.25mlで効果があり、接種量が減ることから、初回接種と比べて発熱や疲労などの副反応が弱くなる傾向にあります。

ワクチンの組み合わせ	抗体価
ファイザー → ファイザー → モデルナ	抗体価は 上昇
ファイザー → ファイザー → ファイザー	

出典：Munro APS, et al. The Lancet. December 2021

小児(5歳から11歳)のワクチン接種

ファイザー社の小児用ワクチンが承認されたことで、5歳から11歳のお子さんを対象にワクチン接種が始まります。

ワクチンの接種量は0.2mlで、大人の接種より少なくなっています。また、発症予防効果は90.7%ありと報告されています。

今後、接種券の発送を順次進めてまいります。接種券に同封する案内を確認の上、予約をお願いします。



▶ファイザー新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける方とご家族の方々のためのサイト

人権 それは 愛

同和問題(部落差別)について

問題の解決に向けて

同和問題とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別によって、一部の人が長い間、経済的・社会的・文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区とよばれる特定の地域の出身者であることなどを理由に、結婚を反対されたり、就職時に差別を受けたりするなど、基本的人権の侵害に関わる我が国固有の重大な人権問題です。

近年、情報化の進展に伴いインターネット上において、県内外の特定の地域を同和地区と識別させ、同和問題を助長・誘発するような事件や、同和問題を口実に不当な利益を求める「えせ同和行為」等の事象が起きています。また、昨年1月には、県内において、差別ピラが小学校やその周辺に数回にわたって撒かれたという事件が起きました。これらは、同和問題を正しく理解していないがゆえに起きた

事件であり、現在もなお同和問題が残っていることを象徴しています。そうした問題を解決し、差別のない社会を実現していくため、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、国や地方公共団体では、部落差別の解消に向けた研修会やイベント等の様々な取り組みを行っています。

いっどこで起こるか分からないこのような問題に対して、誤った情報に流されることのないよう、正しい理解と認識を深めていく必要があるのではないのでしょうか。

